

大阪市告示第1160号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居球技場	令和8年9月7日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年9月14日（月）	
	令和8年9月24日（木）	
	令和8年9月28日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居球技場	令和8年9月2日（水）	午前9時から
	令和8年9月6日（日）	正午まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）